

肥料等の対策

- ・ 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値（400ベクレル/kg）を設定※。
- ・ 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、東京電力福島第一原子力発電所事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

肥料、土壌改良資材、培土等の生産資材については、放射性セシウムに汚染されたものが農地に散布されることによる農地土壌の汚染の拡大を防ぐため、400ベクレル/kgの暫定許容値が設定されています。各自治体等では、肥料等に含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超えるものが生産現場で使われないよう指導しています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日